

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

パネルディスカッション II 地域社会における犯罪被害者等への支援

コーディネーター 富田信穂(社団法人いばらき被害者支援センター理事長・NPO法人全国被害者支援ネットワーク副理事長)
 芦塚増美 (NPO法人福岡犯罪被害者支援センター理事)

パネルディスカッションIIでは、地域社会における犯罪被害者に対する支援のあり方と連携について、様々な立場から発言があった。以下にパネリストの発言要旨を示す。

【要旨】

■福岡県の支援：県と民間支援団体の連携—行政トップの熱意が支援を変える—

福岡県新社会推進部生活安全課参事補佐 松尾丙午氏
 NPO法人福岡犯罪被害者支援センター理事 芦塚増美氏
 行政・民間それぞれの視点から、福岡県内の支援と連

携を解説した。

【松尾】福岡県では、平成20年春の組織改正で県民の安全安心に関わる課が一本化された。さらに、5月7日には、福岡県・福岡市・北九州市が主体となって、福岡犯罪被害者総合サポートセンターを設置した。このセンターの運営は、県や市の直営とせず、NPO法人である福岡犯罪被害者支援センターに委託した。このことは全国でも珍しい取り組みとして話題になっている。

【芦塚】平成12年の開設当初は電話相談を中心とした運営だったが、徐々に直接的支援を増やしていった。さらに平成20年5月にサポートセンターの運営を委託さ

れたことで、劇的に支援件数が増えた。

県知事は、記者会見において、NPO法人スタッフのノウハウと熱意と問題意識を高く評価しており、福岡センターもそれに応える決意を表明している。

■滋賀県における地域ケア：支援チームによる幅広く長期的な支援

滋賀県立精神保健福祉センター所長 辻本哲士氏

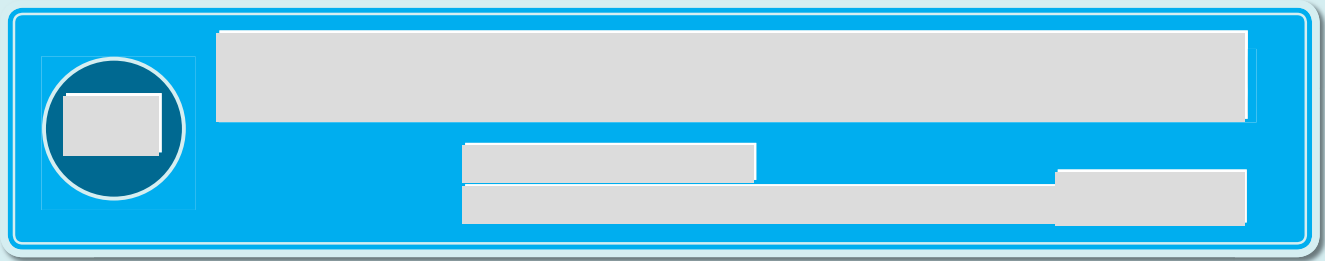
滋賀県では、事件事故が発生した直後は、警察、病院、被害者親族、民間支援センターによる危機介入を優先し、それが一段落した時点で、精神保健福祉センターが他職種による支援チームを編成し、柔軟かつ長期的な支援体制をつくっている。チームでは検討会を重ねて支援を継続させており、それにより中長期的な支援が可能となっている。

■宮城県警における取り組み 受け皿を数多く

宮城県警察本部被害者支援担当 佐々木裕之氏

宮城県では、基本法が施行される前の平成16年4月から既に宮城県犯罪被害者支援条例（以下、県条例）が施行されており、基本計画以前から県内関連機関・団体との連携を図る。県条例では、推進体制として、宮城県犯罪被害者支援連絡協議会の設置を規定しており、国・県・市の機関が27、警察から8部署、民間団体として仙台弁護士会や宮城県医師会、みやぎ被害者支援センターなど15機関、さらに2つの民間業者が加わっている。

特に、宮城県宅地建物取引業協会の協力を得て、転居が必要な被害者に対して、民間賃貸住宅の情報を迅速に提供したり、仲介手数料を無料にする等の支援を行っている点を特色としてあげられる。この施策の実現は、県内1000余りの不動産業者の理解を得たことによるものである。



[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]

[Redacted text block]